

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条に定める書面)

令和 6 年 5 月 10 日

株式会社アダストリア

2024年5月10日

株式交換に係る事前開示事項

茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社アダストリア
代表取締役社長 木村 治

当社とは、2024年3月21日付取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ゼットン（以下「ゼットン」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、当社はゼットンと株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

会社法第794条第1項の定めに従い、本株式交換に関して次のとおり、株式交換契約書の内容その他会社法施行規則第193条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1「本株式交換契約の内容」記載のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2「会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」記載のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3「ゼットンの最終事業年度に係る決算書類等」記載のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に影響を与える内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

- (1) 当該事象の内容

当社は、2024 年 4 月 17 日開催の取締役会において、株式会社ウェルカムが運営する TODAY'S SPECIAL 事業及び GEORGE'S 事業を吸収分割により承継する株式会社トゥデイズスペシャルの全株式を取得し、完全子会社化することについて決議いたしました。

- (2) 当該事象の発生日

2024 年 4 月 17 日（取締役会決議及び株式譲渡契約締結日）

2024 年 7 月 1 日（株式譲渡実行日）

- (3) 当該事象の損益に与える影響額

現段階において、当該事象が 2025 年 2 月期の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

6. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はありません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社アダストリア（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- （1） 甲（株式交換完全親会社）
 - ① 商号：株式会社アダストリア
 - ② 住所：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
- （2） 乙（株式交換完全子会社）
 - ① 商号：株式会社ゼットン
 - ② 住所：愛知県名古屋市中区徳川町1001番地

第3条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2024年6月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行に依じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

- 1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記録された株主（第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、乙の普通株式数の合計に0.36を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
- 2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.36株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

3. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（承認の手続）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、同条第3項の規定に従い、甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日前日までに、乙の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部について基準時をもって消却するものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（剰余金の処分）

乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第10条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約から生じた、又はこれに関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2024年3月21日

甲：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

株式会社アダストリア

代表取締役会長 福田 三千男

乙：愛知県名古屋市東区徳川町1001番地

株式会社ゼットン

代表取締役社長 鈴木 伸典

別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に関して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ゼットン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.36
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：1,137,731株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

ゼットンの株式1株に対して、当社の株式0.36株を割当て交付します。但し、当社が保有するゼットン株式3,289,400株（2024年1月31日時点）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がゼットンの発行済株式（但し、当社が保有するゼットン株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるゼットンの株主の皆様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有するゼットン株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の当社株式を割当て交付する予定です。なお当社はかかる交付に当たり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。また、ゼットンは、本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、その保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時まで消却する予定です。本株式交換によって割当て交付する株式数については、ゼットンによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる株主の皆様については、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款第8条の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）

となる数の普通株式を当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなるゼットンの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合计数（合计数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

（注 5）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社とゼットンは、2023 年 12 月に当社からゼットンに対して本株式交換による完全子会社化の提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社がゼットンを完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断であると考えに至りました。

両社は、本株式交換に用いられる上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）を第三者算定機関に、ゼットンは三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）をファイナンス・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記「③公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置）」に記載のとおり、第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから 2024 年 3 月 19 日付で入手した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言の結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、ゼットンにおいては、下記「③公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置）」に記載のとおり、第三者算定機関である三田証券から 2024 年 3 月 19 日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである祝田法律事務所からの助言、

当社との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本件拡大特別委員会からの指示、助言及び2024年3月21日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、当社との間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に関して慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、ゼットンの少数株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2024年3月21日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

② 算定に関する概要

イ. 算定機関の名称並びに両社との関係

当社の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、両社の関連当事者には該当せず、両社との間で重要な利害関係を有しません。

また、ゼットンの第三者算定機関である三田証券は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間で重要な利害関係を有しません。

ロ. 算定の概要

両社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はプルータス・コンサルティングを、ゼットンは三田証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

プルータス・コンサルティングは、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、両社いずれについても比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による株式交換比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
------	--------------

市場株価法	0.30～0.37
類似会社比較法	0.21～0.30
DCF 法	0.15～0.39

市場株価法においては、プルータス・コンサルティングは、算定基準日を本株式交換契約締結日の前営業日である 2024 年 3 月 19 日として、当社及びゼットンの普通株式の、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における算定基準日、算定基準日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

DCF 法においては、当社については、当社が作成した 2024 年 2 月期から 2026 年 2 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算定しております。

ゼットンについては、ゼットンが作成した 2025 年 1 月期から 2029 年 1 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。

なお、プルータス・コンサルティングが DCF 法による算定の前提としたゼットンの財務予測には、連結営業利益において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には 2026 年 1 月期において、顧客単価の上昇や付加価値向上に伴う売上総利益率の向上、及び出店ペースの落ち着きによる販管費の低下により、連結営業利益が 690 百万円と対前年比で約 130%増益することを見込んでおります。具体的には 2025 年 1 月期は連結営業利益が 300 百万円と対前年比で約 126%増益すること、2026 年 1 月期は連結営業利益が 690 百万円と対前年比で約 130%増益することを見込んでおります。

本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF 法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

プルータス・コンサルティングは、株式交換比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。プルータス・コンサルティングは両社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータス・コンサルティングは、提

供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。プルータス・コンサルティングの算定は 2024 年 3 月 19 日までにプルータス・コンサルティングが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、プルータス・コンサルティングの算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

一方、三田証券は、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法である DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、類似会社比較法については、ゼットンが属する外食産業は新型コロナウイルス感染症収束後の事業環境の過渡期にあり、ゼットン及び類似会社の直近の業績予想値を踏まえて適切な株式価値を算定することは困難であると判断したことから、採用しておりません。

当社の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各手法による株式交換比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.30～0.37
DCF 法	0.33～0.39

市場株価法においては、三田証券は、算定基準日を本株式交換契約締結日の前営業日である 2024 年 3 月 19 日として、ゼットン及び当社の普通株式の、名古屋証券取引所及び東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

DCF 法においては、当社については、当社が作成した 2024 年 2 月期から 2026 年 2 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は 6.1%～8.1%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は 0%として対象者株式の 1 株当たり株式価値を算定しております。

ゼットンについては、ゼットンが作成した 2025 年 1 月期から 2029 年 1 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによ

って算定いたしました。割引率は4.9%～6.9%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として対象者株式の1株当たり株式価値を算定しております。

なお、三田証券がDCF法による算定の前提としたゼットンの財務予測には、連結営業利益において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2025年1月期及び2026年1月期において、顧客単価の上昇や付加価値向上に伴う売上総利益率の向上、及び出店ペースの落ち着きによる販管費の低下により、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。2025年1月期は連結営業利益が310百万円と対前年比で約53%増益すること、2026年1月期は連結営業利益が1,050百万円と対前年比で約239%増益することを見込んでおります。

本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

三田証券は、株式交換比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三田証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。三田証券は両社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三田証券は、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、ゼットンの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。三田証券の算定は2024年3月19日までに三田証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。

なお、三田証券の算定は、ゼットンの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

③ 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置）

両社は、当社が、ゼットン株式3,289,400株（2024年1月31日現在の発行済株式総数6,449,766株（自己株式を除く）に占める議決権数の割合にして51.00%）を保有しており、ゼットンが当社の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

(公正性を担保するための措置)

イ. 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、上記「②算定に関する概要」の「ロ.算定の概要」のとおり、両社から独立した第三者機関であるプルート・コンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、2024年3月21日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、当社はプルート・コンサルティングから株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

ゼットン・は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、上記「②算定に関する概要」の「ロ.算定の概要」のとおり、両社から独立した第三者機関である三田証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、2024年3月21日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、ゼットン・は、三田証券から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

ロ. 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、佐藤総合法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、佐藤総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

他方、ゼットン・は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、祝田法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、祝田法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

ハ. 利害関係を有しない本件拡大特別委員会の設置及び答申書の取得

ゼットン・は、2023年12月14日、本株式交換に係るゼットンの意思決定に慎重を期し、また、ゼットン取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがゼットンの少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも当社と利害関係を有していない、橋本昌司氏（橋本総合法律事務所弁護士）、ゼットンの監査等委員である社外取締役であり名古屋証券取引所に独立役員として

届け出ている渡部峻輔氏及び馳雅樹氏、並びにゼットンに常設されている特別委員会（注）の委員である森竹正明氏の4名により構成される本件拡大特別委員会を設置しました。なお、各委員の報酬に関しては、委員のうちゼットンの社外取締役である2名は社外取締役としての報酬に含まれており、その他2名に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず時間単位又は固定額及び超過部分は時間単位での報酬を支払うものとしています。

（注）ゼットンにおいては、関連当事者取引について、少数株主の利益を保護するほか、関連当事者との利益相反リスクについて適切に監視・監督することを目的として、関連当事者取引の必要性、合理性、相当性をゼットンの経営陣や関連当事者から独立した立場で審議し、その結果を取締役会に答申する「特別委員会」と呼称する委員会を従前より常設しております。この特別委員会の構成員は、渡部峻輔氏、馳雅樹氏及び森竹正明氏です。

ゼットンは本株式交換を検討するに当たって、本件拡大特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換がゼットンの企業価値向上に資するかを含む。）、（ii）本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が担保されているか、（iii）本株式交換において、公正な手続を通じたゼットンの株主の利益への十分な配慮がなされているか、（iv）上記（i）乃至（iii）を踏まえ、本株式交換はゼットンの少数株主にとって不利益でないか、（以下（i）乃至（iv）を総称して「本件諮問事項」といいます。）について諮問しました。本件拡大特別委員会は、2024年1月11日から2024年3月20日までに、会合を合計13回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本件諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、ゼットンが選任した第三者算定機関である三田証券及び法務アドバイザーである祝田法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、ゼットンからは、ゼットンの事業内容・事業環境、主要な経営課題、本株式交換によりゼットンの事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となるゼットンの事業計画の策定手続等について説明を受けたほか、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換を選じた理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、ゼットンの法務アドバイザーである祝田法律事務所から、本株式交換に係るゼットンの取締役会の意思決定の方法・過程等、本件拡大特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。さらに、ゼットンは株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）に対して、当社に対する財

務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本件拡大特別委員会は、AGS コンサルティングから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。並びにゼットンの第三者算定機関である三田証券より本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本件拡大特別委員会は、当社とゼットンとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、当社から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、ゼットンに意見する等しております。

本件拡大特別委員会は、かかる手続を経て、本件諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(i) 本株式交換は、ゼットンの企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性があると認められる旨、(ii) 本株式交換の条件には公正性が認められる旨、(iii) 本株式交換に係る交渉過程の手続には公正性が認められる旨、及び (iv) 上記 (i) 乃至 (iii) を踏まえ、本株式交換の決定がゼットンの少数株主にとって不利益なものではない旨が記載された答申書を、2024 年 3 月 21 日付で、ゼットンの取締役会に対して提出しております。本件拡大特別委員会の意見の概要については、下記「ニ.当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

(利益相反を回避するための措置)

令和 6 年 3 月 21 日開催のゼットン取締役会では、ゼットン取締役 10 名のうち、木村治氏は当社の代表取締役社長を、新谷亮氏は当社の執行役員を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、木村治氏、新谷亮氏を除く他の 8 名の取締役（監査等委員である者を含みます。）において審議の上、その全員一致で、本株式交換を行うことの決議を行いました。なお、同じく利益相反を回避する観点から、木村治氏、新谷亮氏は、いずれも本株式交換に関する協議及び交渉に参加しておりません。

ニ. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

ゼットンは、上記「③公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置）」に記載のとおり、本株式交換に係るゼットンの意思決定に慎重を期し、また、ゼットン取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがゼットンの少数株主にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、本件拡大特別委員会を設置し、本件諮問事項について諮問いたしました。その結果、本件拡大特別委員会から、2024 年 3 月 21 日付で、大要以下のとおり答申書を受領いたしました。

(i) 本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換がゼットンの企業価値向上に資するかを含む。）

本件拡大特別委員会が、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換のメリット・デメリット等について、両社に対して行ったヒアリング等の内容をまとめると、大要、以下のとおりである。

- ・ゼットンにおける事業の現状としては、外食産業全般において、多くの企業が事業の縮小及び閉鎖を進める状況にもかかわらず、ゼットンは事業拡大の機会を得ることができしており、具体的には、①好条件で物件を獲得していること、②Park-PFI 制度を利用した公募は今後も増加する見込みであり、当該案件の獲得が公園再生事業の事業拡大に繋がること、③リアルタイムに店舗の収益状況や顧客状況を可視化し、オペレーションの平準化及び標準化につながるシステム設計を行うことで、従来の飲食企業経営の枠に留まらない事業フレームを構築することができるとの認識を有している。
- ・他方で、ゼットンとしては、上記の事業拡大の機会を活かし、事業拡大を図っていくためには、いくつかの課題を抱えており、具体的には、①組織強化、採用力の強化、人材の拡充及び DX 化が不十分であること、②資金調達の機動性が不十分であること及び③両社の間で締結した資本業務提携契約に基づき、各提携施策を進めているものの、両社が独立した上場企業であり、両社間の取引では利益相反を回避する必要があることから、スピード感を持って遂行できないこと、が課題であると認識している。
- ・上記のようなゼットンにおける課題認識のもと、ゼットンが、本株式交換により、当社の完全子会社となることによるメリットとしては、①組織強化、採用力の強化、人材の拡充及び DX 化の推進が図られること、②資金調達の機動性の向上が図られること、③新規店舗の付加価値向上や Park-PFI 制度における入札力の向上及び④資本業務提携契約に基づく本提携施策の迅速な遂行が図られることが考えられるところ、いずれもゼットンの抱える上記課題の解決に資するものといえ、ゼットンの企業価値向上に資するものと考えられる。
- ・加えて、上場維持に要する費用が削減でき、当該費用を成長投資や人材に対する投資等へ活用することも可能となる。
- ・更に、ゼットンの企業価値を向上させる代替手段として本株式交換より優位性を有する手段はなく、また、ゼットンの現状を鑑みると本株式交換による特段のデメリットは想定されない。

以上の内容は、いずれも特段不合理な点は見当たらず、合理的な検討結果と認められるから、本株式交換はゼットンの企業価値向上に資するものであり、本株式交換の目的は正当性

を有し、かつ合理的であると認められる。

(ii) 本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性

a 交渉過程の手続の公正性

本件では、独立性のある委員で構成された本件拡大特別委員会は、本件拡大特別委員会が当社からの本株式交換比率の提案への諾否及び反対提案の内容について述べ、ゼットン、ゼットン第三者算定機関の助言及び本件拡大特別委員会からの意見・指示を受けながら、ゼットンが当社に返答するというプロセスで行われた。本件拡大特別委員会は、与えられた権限を踏まえて主体的に関与し、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して複数回に亘り交渉を行った。その結果、当初の当社からの提案に比べ、本株式交換における交換比率の増加を実現した。かかる経過に照らすと、本株式交換における株式交換比率の交渉過程における手続の公正性が確保されていたと認められる。

b 株式価値算定と株式交換比率との関係

本株式交換比率は、ゼットンが選任した第三者算定機関である三田証券より受領した 2024 年 3 月 19 日付算定書によれば、2024 年 3 月 19 日を基準日とする市場株価法の算定結果及び DCF 法の算定結果の算定レンジの範囲内にあり、かつ、市場株価法との関係ではレンジの中央値を超える水準となっていることが認められる。また、当社の提案書において参照されている公表日前日の過去 1 か月の終値の出来高加重平均値でみると、本株式交換比率に係るゼットン株式に付されたプレミアムは、類似事例における過去 1 か月の終値の出来高加重平均値に対するプレミアムの平均値及び中央値には至らないものの、他の類似事例でも見受けられる水準のプレミアムが付されていると考えられる。更に、ゼットンが 2023 年 12 月 14 日に公表したゼットンの連結子会社である ZETTON, INC.（米国）が米国救済計画法に基づくレストラン活性化基金設立に伴い受給した 820 万ドルに関し、米国中小企業庁から受給資格の正当性について調査を受けていることに起因する偶発債務が顕在化する可能性を否定できないという特殊な事情も考慮すれば、本株式交換比率は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

c 本株式交換に係るスキームの妥当性

当社がゼットンを完全子会社化する方法としては、株式交換のほかに、当社がゼットンの株式を公開買付けすることが考えられるところ、株式交換は、公開買付けと比べ、株式交換によって当社の株式がゼットンの少数株主に交付され、当社株式をゼットンの少数株主が保有することになるが、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発揮による当社の事業発展・収益拡大、その結果としての当社株式の株価上昇・配当を享受する機会をゼットンの少数株主に対して提供できるという利点がある。

なお、一般に、株式交換については、株式交換によって、当社の株式がゼットンの少数株主

に交付されることから、ゼットンの少数株主は、ゼットンの事業以外の当社の事業に内在するリスクを負わされることになるので、ゼットンと当社のシナジー効果の発揮による当社の株式の株価上昇や配当を享受することが必ずしもできるわけではないとの懸念がある。しかし、少数株主がかかるリスクを重視するのであれば、株式交換後に当社株式を市場で売却し、現金化することが可能であるから、それほど大きな懸念事項とはいえない。

したがって、当社がゼットンを完全子会社化する方法として、公開買付けによらずに株式交換によることが、ゼットンの少数株主にとって不合理なものであるとはいえない。

d 小活

以上を総合的に考慮すると、株式交換比率を含む本株式交換の条件は公正性が担保されていると考えられる。

(iii) 本株式交換に係る手続（交渉過程及び意思決定に至る過程を含む。）の公正性

本株式交換がいわゆる「支配株主による従属会社の買収」として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本株式交換に係る手続の公正性の担保、本株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、ゼットンが実施した対応は大意以下のとおりである。

a 利害関係を有しない特別委員会の設置

ゼットン取締役会は、2023年12月14日、当社から本株式交換に係る提案を受け、ゼットン取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、ゼットン取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがゼットンの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本件拡大特別委員会の設置を決定しており、本株式交換にかかる取引条件が決定される前に設置したものと評価することができる。この点、本件拡大特別委員会の各委員は、社外取締役2名及び社外有識者2名により構成され、また、その報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位での報酬か、又は固定報酬及び超過部分は時間単位での報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないため、当社及び本取引の成否からの独立性はいずれも認められる。更に、本件拡大特別委員会は、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保していた。これらの点等に鑑みれば、本件拡大特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していたと認められる。

b 外部専門家の専門的助言等の取得

ゼットン取締役会は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、独立したリーガル・

アドバイザーである祝田法律事務所からゼットンに対する法務デュー・ディリジェンスの報告結果やその他法的助言・意見等を取得するとともに、独立性が認められる AGS コンサルティングから当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの報告結果等を取得し、更に、独立した第三者算定機関である三田証券から、ゼットン株式及び当社の株式価値及び本株式交換比率に関する資料としての 2024 年 3 月 19 日付算定書を取得している。なお、第三者算定機関である三田証券に対する報酬には、本株式交換の成立を条件とする追加的な成功報酬が含まれているものの、同種の取引において一般的に行われている慣行であり、支払う報酬の水準は、同種の取引と比較しても一般的な範囲内であることから独立性に影響はないと評価することができる。

c 利益相反を回避するための意思決定プロセス

ゼットン取締役 10 名のうち、木村治氏は当社の代表取締役社長を、新谷亮氏は当社の執行役員を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、木村治氏、新谷亮氏を除く他の 8 名の取締役（監査等委員である者を含む。）において審議の上、その全員一致で、本株式交換を行うことの決議を行うことを想定している。

なお、ゼットン株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成については、ゼットンの財務を担当しており、作成過程への関与が必須であった新谷亮氏が加わっているものの、同氏は本株式交換に関してそれ以上の関与はしておらず、とりわけ、本株式交換に関するゼットンの意思決定には関与していない。

以上を総合的に考慮すると、本株式交換において、公正な手続を通じたゼットンの少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(iv) 上記 (i) 乃至 (iii) を踏まえ、本株式交換はゼットンの少数株主にとって不利益でないか

上記 (i) から (iii) を総合的に考慮すると、本株式交換についての決定はゼットンの少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

本株式交換の対価として当社の普通株式がゼットンの少数株主の皆様へ交付されることにより、当社株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現による当社グループの事業発展・収益拡大、その結果としての当社株式の価格上昇等を享受する機会をゼットンの少数株主の皆様に対して提供できる一方、流動性の高い当社株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることを踏まえ、本株式交換のスキームを選択することが望ましいとの判断に至りました。

4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項
本株式交換により当社の資本金及び準備金の額は増加しません。

別紙 3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

第28回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

- 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

- 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

- 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第28期（2022年3月1日から2023年1月31日まで）

株式会社ゼットン

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容は次の通りです。（最終改定 2022年5月25日）

① 当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの整備について基本方針を以下の通り定め、業務の適正を確保するための体制の充実を図っております。

（ア）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを徹底すべく、「内部統制規程」、「企業倫理規程」および「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款を遵守することはもとより、社会的規範を遵守することにより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公平な企業活動を遂行するものとする。また、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・条例・契約・定款・社内規程及び社会的規範の遵守を基本的責務として継続的に行うことで、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を果たすことによる社会との調和を図るものとする。
- ・当社は、「コンプライアンス規程」および「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」にて取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を継続的に図るとともに、コンプライアンス推進体制の監視及び改善を目的として、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定するものとする。
- ・当社は、コンプライアンス推進体制強化のため、内部通報に係る社内窓口及び社外窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき、専用ウェブサイトへのアクセス等を通じて、当社並びに子会社の取締役、使用人とその家族又はそれに準じる者、並びに当社及び子会社の取引先の取締役及び使用人からの通報を受け付け、法令、社内規程及び社会的規範等に対する違反行為の防止、早期発見と是正及び再発防止に努めることにより、コンプライアンス推進体制の実効性を高めるものとする。

（イ）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・会社の重要な意思決定については、必ず書面又は電磁的方法により記録を作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存する。
- ・「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」については、取締役は常時閲覧

できるものとする。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」を制定し、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時危機事案に対する意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図るものとする。
- ・当社は、「危機管理規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「危機管理部会」にて、当社及び子会社の取締役及び執行役員への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応を定めるものとする。

(エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか迅速かつ的確な業務運営のため、経営会議、営業会議等の各会議で審議・決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
- ・職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決裁制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- ・稟議書等の文書はIT技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行うことによって効率的な体制を確保する。
- ・内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
- ・顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図る。

(オ) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」、「危機管理規程」及び「会議運営規程」に沿って密接な連携のもとに業務を執行する。
- ・当社は子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理に関し、「関係会社管理規程」を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めることとするとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集

団の業務の適正を図り、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。

- ・子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は代表取締役及び監査等委員会宛てに報告を行う。
- ・当社役職員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、又は当該事項を子会社役職員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。

(カ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会は監査等委員会の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査等委員会付担当者を選任する。
- ・監査等委員会は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査等委員会と協議を行いその独立性についても十分留意する。

(キ) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、当社の監査等委員会は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役並びに使用人に対し直接報告を求めることができる。
- ・法令・定款違反その他情報を、当社の監査等委員会に報告したことで報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取締役並びに使用人に周知徹底する。

- ・2010年に全国で施行完了した「暴力団排除条例」に対応するため、事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力またはそれと係わりがある個人・法人等でないことの確認に努める。
- ・事業に係る契約を締結する際には、双方において反社会的勢力または係わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求に応じる義務を負う等の反社会的勢力排除条項を契約書面に交わす。
- ・使用人の雇用に当たり、入社時に提出の「誓約書」において、被採用者自らが反社会的勢力等ではないこと、もしくはそれと係わりがない事を宣言させている。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2020年5月27日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保および効率化を進めております。当期に実施しました主な取り組みについては以下のとおりです。

(ア) 取締役会の活動について

定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ、取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会の専決事項を除く重要な事項については「会議運営規程」に基づき、経営会議において決議を行い、業務執行の適正化及び効率の向上を図っております。

また、監査等委員である社外取締役2名を選任しており、専門的見地と豊富な経験から、取締役会において適宜発言を行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。

(イ) 監査等委員会の活動について

毎月1回監査等委員会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や経営管理について積極的に助言を行っております。

(ウ) 内部監査室の活動について

社長直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査役及び会計監査人との情報共有・意見交換を行

い、連携を図っております。

(エ) コンプライアンス体制について

「コンプライアンス規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」において社内のコンプライアンス遵守の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図っております。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、社内外に内部通報窓口を設置したことにより、当社及び子会社の取締役及び使用人がコンプライアンス違反に関する通報を可能とし、コンプライアンスの実効性の向上を図っております。

(オ) 反社会的勢力の排除について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本 合 計
	資 本 金	資 利 余 金	利 益 余 金	自己株式	
当 期 首 残 高	1,207,416	827,810	23,954	△217	2,058,963
当 期 変 動 額					
減 資	△1,117,416	1,117,416			—
欠 損 補 填		△438,476	438,476		—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			486,536		486,536
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△1,117,416	678,939	925,013	—	486,536
当 期 末 残 高	90,000	1,506,749	948,967	△217	2,545,499

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△17,745	△17,745	2,041,218
当 期 変 動 額			
減 資			—
欠 損 補 填			—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			486,536
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	238,559	238,559	238,559
当 期 変 動 額 合 計	238,559	238,559	725,095
当 期 末 残 高	220,814	220,814	2,766,313

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	1 社
・連結子会社の名称	ZETTON, INC.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ZETTON, INC. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のないもの	移動平均法による原価法
----------	-------------

ロ. 棚卸資産

・商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ、有形固定資産(リース資産を除く) 当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
- | | | |
|-----------|-----|--------|
| 建物及び構築物 | ・・・ | 8年～20年 |
| 工具、器具及び備品 | ・・・ | 2年～15年 |

ロ、無形固定資産(リース資産を除く)

- ・ のれん 20年以内の合理的な期間で均等償却しております。
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ、リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ、投資その他の資産

- ・ 長期前払費用 均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ、貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、株主優待引当金 株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

飲食事業

店舗における顧客からの注文に基づきサービスを提供することによる売上であります。顧客にサービスを提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ウェディング事業

当社では、主に国内の顧客に対して、ウェディング事業を行っており、顧客との契約に基づき、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う業務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額から値引き等の額を差し引いた金額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格の比率を基に取引価額を配分しております。履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(追加情報)

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用により、当社グループは、2022年3月下旬までは営業時間の短縮等を実施いたしました。まん延防止等重点措置の解除後も、第7波及び第8波による影響があったため、コロナ前の状況には戻っておりません。

当社グループは、現状において入手可能な外部情報等を含め、総合的に検討を行い、当該感染症の影響は、2024年1月期も継続するものの、2025年1月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っておりますが、前連結会計年度の見積りの前提から重要な変更はありません。

なお、上記仮定については、現時点における判断であり、今後における当該感染拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(米国連結子会社における助成金の処理について)

当社の連結子会社であるZETTON, INC. (米国) が受領したレストラン活性化基金 (Restaurant Revitalization Fund: RRF) について、当連結会計年度に使用した652百万円を、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」へ充当しています。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

3. ASC第842号「リース」の適用

当連結会計年度より、米国会計基準を適用している在外子会社について、ASC第842号「リース」(以下、ASC第842号)を適用しております。ASC第842号の適用にあたっては、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

本基準の適用に伴い、当連結会計年度における連結貸借対照表は、有形固定資産の「使用権資産(純額)」が1,510,403千円、流動負債の「リース債務」及び固定負債の「長期リース債務」の合計が1,531,848千円それぞれ増加しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,144,486千円
無形固定資産	41,178千円
減損損失	27,775千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。

② 主要な仮定

店舗の継続的使用によって生じる将来のキャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画に基づき算定しております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 627,559千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類を踏まえた将来の収益力に基づく課税所得の見積り、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づき行っております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,501,923千円

(2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

71,598千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の 株 式 数	当連結会計年度増加 株 式 数	当連結会計年度減少 株 式 数	当連結会計年度末の 株 式 数
普 通 株 式	6,451,000株	一株	一株	6,451,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の 株 式 数	当連結会計年度増加 株 式 数	当連結会計年度減少 株 式 数	当連結会計年度末の 株 式 数
普 通 株 式	1,234株	一株	一株	1,234株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で決算日後5年であります。

営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいもの、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	1,794,377	1,794,377	—
(2) 売掛金	208,633	208,633	—
(3) 差入保証金	360,646	357,864	△2,782
資産計	2,363,657	2,360,875	△2,782
(4) 買掛金	(385,864)	(385,864)	—
(5) 未払金	(263,320)	(263,320)	—
(6) 未払費用	(231,488)	(231,488)	—
(7) 短期借入金	(50,000)	(50,000)	—
(8) 長期借入金（1年内返済予定 のものを含む）	(930,676)	(927,181)	△3,494
負債計	(1,861,349)	(1,857,854)	△3,494

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注)時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

差入保証金

将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金及び未払費用並びに短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定のものを含む)

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	0千円
差入保証金	145,099千円

(1)投資有価証券

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(2)差入保証金

市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	428円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	75円43銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

当社は、2019年6月26日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.7%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行残高 145,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2019年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。

基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続していずれか2項目以上に抵触した場合：財務改善に向けた事業計画の策定

株主資本等変動計算書

（ 2022年3月1日から
2023年1月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 本 計 資 合	
		資 本 金 準 備 金				
当 期 首 残 高	1,207,416	827,810	△438,476	△217	1,596,532	1,596,532
当 期 変 動 額						
減 資	△1,117,416	1,117,416			—	—
欠 損 補 填		△438,476	438,476		—	—
当 期 純 損 失			△141,405		△141,405	△141,405
当 期 変 動 額 合 計	△1,117,416	678,939	297,071	—	△141,405	△141,405
当 期 末 残 高	90,000	1,506,749	△141,405	△217	1,455,126	1,455,126

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式 移動平均法による原価法

・其他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・商品、食品材料 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・・・8年～20年

構築物・・・10年～20年

工具、器具及び備品・・・2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

・長期前払費用 均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

飲食事業

店舗における顧客からの注文に基づきサービスを提供することによる売上であります。顧客にサービスを提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ウェディング事業

当社では、主に国内の顧客に対して、ウェディング事業を行っており、顧客との契約に基づき、挙式の施行及びそれに付随する商品及びサービスの提供を行う業務を負っております。その対価には変動対価に該当するものはなく、商品及びサービスに関する保証等の義務もありません。取引価格は、契約により定める商品及び役務の対価の額から値引き等の額を差し引いた金額に基づいており、各商品及び役務ごとに定められている独立の価格の比率を基に取引価額を配分しております。履行義務の充足時点については、基本的に挙式日の時点としております。

(追加情報)

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用により、当社は、2022年3月下旬までは営業時間の短縮等を実施しました。まん延防止等重点措置の解除後も、第7波及び第8波による影響があったため、コロナ前の状況には戻っておりません。

当社は、現状において入手可能な外部情報等を含め、総合的に検討を行い、当該感染症の影響は、2024年1月期も継続するものの、2025年1月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っておりますが、前事業年度の見積りの前提から重要な変更はありません。

なお、上記仮定については、現時点における判断であり、今後における当該感染拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,310,950千円
無形固定資産	5,871千円
減損損失	27,775千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。

② 主要な仮定

店舗の継続的使用によって生じる将来のキャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画に基づき算定しております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌事業年度において減損損失を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 627,559千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類を踏まえた将来の収益力に基づく課税所得の見積り、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づき行っております。事業計画における主要な仮定は、店舗ごとの売上高、利益率の予測であり、これらは過去の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を含む将来の経営環境等を考慮して算定しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより、店舗の収益が悪化した場合、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,844,752千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

子会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 18,059千円

短期金銭債務 122千円

関連会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 252千円

短期金銭債務 198千円

(3) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額 71,598千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との間の取引高

親会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	2,284千円
------------	-----	---------

子会社との取引高

営業取引による取引高	販売費及び一般管理費	8,346千円
------------	------------	---------

営業取引以外の取引高	固定資産購入高	8,090千円
------------	---------	---------

関連会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	356千円
------------	-----	-------

	販売費及び一般管理費	4,117千円
--	------------	---------

営業取引以外の取引高		300千円
------------	--	-------

(2) 減損損失

直営店舗（宮城県1店舗）

建物及び構築物	24,627 千円
---------	-----------

工具、器具及び備品	3,147 千円
-----------	----------

計	27,775 千円
---	-----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	1,234株	一株	一株	1,234株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失及び繰越欠損金等であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗厨房設備、店舗備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(2) オペレーティング・リース取引

	当事業年度
1年内	37,323千円
1年超	45,986千円
合計	83,309千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 アダストリア	被所有 直接51.0	役員兼任	サービス 提供	2,940	売掛金	354
				業務委託	1,620	売掛金	198
				業務委託	4,117	未払金	198

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

3. 株式会社アダストリアは、2022年2月より当社の親会社及び主要株主に該当しております。

(3) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ZETTON, INC.	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の貸付	設備・備品 資金の立替	16,316	立替金	17,937

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	225円61銭
(2) 1株当たり当期純利益	△21円92銭

12. 重要な後発事象

該当事項はありません。

13. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

当社は、2019年6月26日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 株式会社三菱UFJ銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.7%、担保の有無 担保無、当事業年度末借入実行残高 145,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2019年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。
基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続していずれか2項目以上に抵触した場合：財務改善に向けた事業計画の策定

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年4月26日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 幸樹
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>
監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼットンの2022年3月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼットン及び連結子会社の2023年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の影響は、2024年1月期も継続するものの、2025年1月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産627,559千円を計上しており、純資産の23%を占めている。【注記事項】（税効果会計関係）に記載しているとおり、繰延税金負債との相殺前の金額は665,673千円である。 繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来の課税所得の見積り及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上されている。 将来の課税所得の見積りは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に示されている企業分類を検討したうえで、経営者が作成した事業計画を基礎として行われる。 会社が作成した事業計画には、新型コロナウイルス感染症の収束後の業績回復シナリオ等の経営者による仮定が含まれている。 以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に示されている要件に基づく企業分類の判断について経営者等への質問を実施した。 ・将来の課税所得の見積りに用いられている事業計画と取締役会で承認されている事業計画を比較した。 ・事業計画において経営者が採用した仮定の合理性を評価するため、新型コロナウイルス感染症の収束後の業績回復シナリオ等について経営者等と協議した。 ・事業計画の合理性を評価するため、翌年度の店舗別の予算について過去の実績との比較分析、趨勢分析を実施するとともに、事業計画の仮定に含まれている出店計画について実現可能性を評価した。 ・過年度に策定された事業計画と過去の実績を比較分析し、事業計画の実現可能性に関する精度を評価した。 ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性が、合理的なスケジューリングの結果に基づき判断されているかを検証するため、関連する内部資料の閲覧、資料間の金額の照合を実施した。

固定資産の減損の認識の要否判定に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は飲食事業を幅広く営んでおり、【注記事項】（重要な会計上の見積り）「固定資産の減損」に記載のとおり、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している有形固定資産3,144,486千円には、同事業に係る店舗設備等が3,108,952千円含まれている。また、【注記事項】（連結損益計算書関係）減損損失に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において27,775千円の減損損失を計上しており、これらは店舗設備等に関するものである。 会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を主に店舗としており、各連結会計年度の末日において店舗ごとに減損の兆候の有無を検討している。また、会社は、各店舗の営業損益が過去2期連続してマイナスとなった場合、各店舗の営業損益がマイナスであり翌期以降も継続してマイナスの見込みである場合、店舗閉鎖の意思決定をした場合、経営環境に著しい悪化がある場合等に減損の兆候を把握している。 会社は、減損の兆候を把握した店舗について、割引前の将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として計上している。 割引前の将来キャッシュ・フローは、会社が作成する事業計画を基礎として算定されているが、会社が作成する事業計画には、新型コロナウイルス感染症の収束後の業績回復シナリオ等の経営者による仮定が含まれている。 以上から、当監査法人は、固定資産の減損の認識の要否判定に関する判断の妥当性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、固定資産の減損の認識の要否判定に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・固定資産の減損の認識の要否判定に関する判断に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・割引前の将来キャッシュ・フローの算定に用いられている事業計画と、取締役会で承認されている事業計画を比較した。 ・事業計画において経営者が採用した仮定の合理性を評価するため、新型コロナウイルス感染症の収束後の業績回復シナリオ等について経営者等と協議した。 ・事業計画の合理性を評価するため、翌年度の店舗別の予算について過去の実績との比較分析、趨勢分析を実施した。 ・過年度に策定された事業計画と過去の実績を比較分析し、事業計画の実現可能性に関する精度を評価した。 ・割引前の将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・割引前の将来キャッシュ・フローについて、事業計画との整合性を検証した。 ・減損損失の認識の要否判定の妥当性を評価するため、固定資産の帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの合計額を比較した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゼットンの2023年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ゼットンが2023年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、『内部統制監査における監査人の責任』に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に

係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月26日

株式会社ゼットン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 幸樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼットンの2022年3月1日から2023年1月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼットンの2023年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の影響は、2024年1月期も継続するものの、2025年1月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。
--

固定資産の減損の認識の要否判定に関する判断の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の減損の認識の要否判定に関する判断の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。